

あなたの子育てを応援します！

子育て応援コラム

主に3～5歳を対象として、手続きをすると幼稚園や保育園などの利用料が無償化されます。対象範囲は下の表を確認してください。

問合：幼保支援課 給付グループ（☎ 457-2826）

HP▶ぴっぴ 幼児教育・保育無償化

検索



幼児教育・保育の無償化には手続きが必要です



利用予定の施設に申請してください

子どもの年齢	利用施設	世帯の状況		無償化上限額(月額)
		保育の必要性がある※1	課税状況	
0～2歳※2 (4月1日現在)	認定こども園(保育所機能)、認可保育園、地域型保育事業	○	市民税 非課税世帯	全額※4
	認可外保育施設など※3			42,000円
	企業主導型保育事業			標準的な利用料 全額※7
満3歳※5	認定こども園(幼稚園機能)、私立幼稚園(新制度)	-	-	全額※4
	私立幼稚園(従来型)	-	-	25,700円
	幼稚園などの預かり保育	○	市民税 非課税世帯	16,300円
3～5歳 (4月1日現在)	認定こども園(保育所機能)、認可保育園、地域型保育事業	○	-	全額※4
	認定こども園(幼稚園機能)、公立幼稚園、私立幼稚園(新制度)	-	-	
	私立幼稚園(従来型)	-	-	25,700円
	幼稚園などの預かり保育	○	-	11,300円
	認可外保育施設など※3	○	-	37,000円
	企業主導型保育事業	○	-	標準的な利用料 全額※7
	障害児通所支援事業所※6	-	-	

※1 就労や出産などの理由により保育を必要とする場合が該当

※2 「0歳」は4月2日以降に生まれた子どもも対象

※3 一時預かり施設、病児保育事業、ファミリー・サポート・センターなどを含む

※4 教材費や施設管理費など保護者負担が発生する場合あり

※5 4月2日以降に誕生日を迎えて3歳になる子ども

※6 詳細は障害保健福祉課（☎457-2863）へ

※7 詳細は各園に問い合わせ



◎子育て応援コラムでは、子ども基本法の基本理念を踏まえて、ひらがな表記の「子ども」を使用しています